

「日本封建制度の成立」に関する研究史

安 田 元 久

(一)

封建制の成立に関する考究に際して、つねに問題となるのは、「封建制」の概念を如何に規定するかということである。ここに「日本封建制の成立」についての研究史を述べようとするとき、やはり「封建制」の概念規定の問題が前面に横たわり、その概念規定についての整理が必須の前提となる。

日本における封建制度が、如何なる時期に、如何にして成立したか、あるいは日本の封建制が如何なる特質をもつかなど、封建制をめぐる諸問題は、過去における研究のおびただしい累積にもかかわらず、今日も依然として学界の重要問題の一つとしての地位を失っていない。それは日本封建制の成立時期や、成立事情について、未解決の問題が多く残っているという事実を示すものといえよう。ところで、この問題が、かなり長い研究史をもつにもかかわらず、このように未解決の状態に置かれている原因は何か。その大きな理由の一つは、この日本語の「封建制」の意味内容が、きわめて曖昧にされているところにある

のではないかと思う。日本の歴史の上で、何時の時代が封建制の成立期であるかを論ずるとしても、「封建制」の概念そのものが不安定であるならば、論争の上での共通の広場がなく、そこに無意味な混乱が生ずるのは当然である。そして過去の「日本封建制成立」に関する研究の実情は、そうした混乱に満ちていて、それだけにこの問題に関する研究史をあとづけることの困難さがあると言わざるを得ない。しかしながら、そうした混乱にもかかわらず、そこにはおのずと、研究の発展のあとも示されたし、また概念の不明確さを克服しようとする努力も行なわれていた。そして今日、その「封建制」の概念規定を整理して考えれば、日本封建制度成立史についての、成果のある研究史の歩みのあとをたどることができるのである。

ところで、今日の学界において、「封建制」なる日本語が、ヨーロッパにおける *feudalism*, *Feudalismus* の訳語として用いられていることは言うまでもないが、日本で古来、「封建制度」という言葉の用い方は、それとは別の意味であった。

「封建」の文字と概念が、もともと中国から伝えられたもので

あることは言うまでもないが、中国における封建制度とは、先秦時代の中国、とくに周の時代に典型的にみられた国家統治制度をさす。それは郡県制度に对立するところの、国家統治組織の一形式の表現であり、そこには社会構造に関する顧慮は全く無く、社会制度の概念として用いられるものではなかった。明治以前の日本で、ヨーロッパ的な歴史概念がまだ行なわれない時代には、当然のこととして、この中国の封建の意味を以て、わが国の統治形式を考えた。従って江戸時代の学者は、当時の江戸幕藩体制下における国家統治形式にのみ著目して、その体制を以て日本の封建制度の完成と見たのである。そして、そのような意味での「封建制度」が何時頃から成立してきたかといえば、大体においてその時点を、律令的国司制度がその中央集権的な機能を失い、それに代って守護地頭の制が生まれ、分権的統治方式が見られるに至った鎌倉幕府成立期に求めた。日本史に関する研究の現段階から見れば、この守護地頭制についての理解そのものも多くの誤謬を含んでいたとしなければならぬが、とにかく中央集権に対する分権、「郡県」に対する「封建」として、鎌倉幕府以来江戸幕府に至るまでの国家統治形式を考えたわけである。例えば頼山陽の「日本外史」に、鎌倉幕府の守護地頭設置を以て、「封建の勢い始まる」と評しているのは、その最も顕著な適例といえよう。また明治十年（一八七七）に著わされた田口卯吉の「日本開化小史」にも、

日本の封建制が鎌倉時代に成立したことを述べ、その理由として郡県制的な国司制度の崩壊と、土地の給与を媒介とする分権的な地方支配方法の成立とをあげているのである。これらは何れも儒学的あるいはシナ学的な概念としての「封建」を問題としたのであるが、総じて近代史学が発達する以前の日本人の歴史観は、殆んど中国の歴史思想の影響下にあり、「封建」もまた中国史上におけるそれに典型を求めたのも当然と思う。

なお、そのような意味での中国的な「封建」制度を日本の歴史上に比定するとき、江戸時代の学者の中には、右にあげたものと全く別の論をなすものもあつた。すなわちその「封建制度」を日本における大化前代の氏族制度あるいは国造制の中に認めようとする説であり、それは本居宣長・平田篤胤らによって代表される国学者たちによって主張されたものである。この論について頼山陽は、「日本政記」において反論し、日本古代において封建の制の認められぬことを主張したが、さらに明治以後に重野安綱は「封建」の文字が中国固有の概念であつてこれを日本に適用すべからざることを理由に、この大化前代「封建」の論を否定している。しかしそれにもかかわらず、三浦周行は明治三十六年に発表した論文「公家制度の発達」において、大化前代を以て日本独自の「封建制」であることを主張している⁽¹⁾。これらの論争においては、言うまでもなく中国の歴史思想に基く「郡県」に対する「封建」が問題となつているが、こうし

た「封建」の概念は、江戸時代あるいは明治時代ばかりでなく、はるかに後の時代にまで命脈を保った。たとえば大正から昭和にかけて、日本経済史の分野で指導的立場にあつた本庄栄治郎さえも、「封建なる語は、郡県に対するものであり、」封建制度は「上下相貫の主従関係と封土関係とに依つて組織する所のものである」と述べている⁽²⁾。この場合、たんなる国家統治形態ばかりでなく、内容的に封建制をとらえようとする立場が見られるが、それでも基本的には上記の如き中国的概念を捨象し得なかつたものとしなければならぬ。それは現在のの、とくに経済史学の上で有力なところの「奴隸制」に対する概念としての「封建制」概念とは、はるかに異なるものと言えよう。

ところで明治中期以後、日本では漸くヨーロッパ史学の影響をうけ、近代的歴史学が形成される段階に入るが、その頃、ヨーロッパの feudalism の概念が導入され、これを訳すに際して「封建」の文字を当てることになつた。それはヨーロッパ中世における feudalism の總体的な理解が不十分な段階にあつて、ヨーロッパ中世の国家統治形式に注目し、そこに日本古来の概念としての「封建制」と類似の形態を認めたからにはかならないと思う。そのこと自体は必ずしも誤りではなく、ヨーロッパの封建国家 (Feudalstaat) の統治形態は、まさしくシナ

的歴史概念での「封建」を以て、かなり正確に表現し得る。しかしながら西洋中世の封建制 (feudalism) とは、ただ国家統

治形式ばかりでなく、それが固有の社会経済的基礎をもつて成立した制度あるいは社会構成とを綜合して考えるのが普通である。そして現在の学界では、後述の如く大きく二つの立場に分けられるとは言え、「封建制」を世界的に普通の概念として、すなわち世界史に共通な歴史的範疇として使用している。したがつて日本における「封建」の本来の意味と、現在その言葉を借りて構成する概念とは、かなりの差異があるといわねばならない。封建制概念の混乱の原因は、まず第一にこの点に求められるのである。

次に日本における「封建制」概念の混乱の第二の点として、封建制なるものを、右の如く世界的に普遍的歴史的範疇として捉えながらも、ヨーロッパにおける研究成果に影響されつつ、その概念構成において種々の立場が生まれてきた事実を指摘しなければならぬ。そしてこれを大別すると、一つにはヨーロッパ中世のレーエン制度 (Lehens weesen) を基礎として形成された「封建制」概念を以てする立場と、二つには西ヨーロッパの経済学者によつて観念された feudalism の概念を規準として形成されたところの、社会経済構造に密接した概念として捉える立場とを指摘することができよう⁽³⁾。この前者は、日本における法制史の分野に共通の立場であり、後者は経済史の分野、とくにマルクス主義歴史学において顕著にみられる立場である。この二つの概念規定について、より具点的に見るなら

ば、前者すなわち法制史的立場にあつては、「封建制」(Feudalism, Lehnswesen)を、「土地領有者層(領主層)の相互の間における、階層的な支配関係を基調として成立している法的秩序」として把握する。従つてその封建制の基礎としての主従制・恩給制などの概念が生まれるのである。また後者の経済史的立場においては、封建制とは、「領主と支配下の農民との対抗関係に軸を置き、領主の農民に対する経済的強制による支配と収取とが実現している社会体制」をさす。この場合、領主とは封建的土地所有者であり、農民は農奴と規定される。従つてこの封建制社会とは、経済構造の上から言うならば農奴制社会とも言えるわけである。

このように同じ「封建制」の用語を以てしても、その意味するところに非常な相異があるとすれば封建制成立の歴史を論ずるときに多くの混乱が起ることは当然であろう。またもともと、ヨーロッパにおいて Feudalism, Feudalismus の語が、きわめて広汎な意味に用いられ、その概念規定も多岐に亘るのと周知のところであるが、そのような概念をさらに日本史に援用するのであるから、その取扱いの困難さも当然のことと言わねばならない。

さて以上の如く、大きく分けて三つに区別される概念規定の相異を指摘し得るが、日本封建制の成立に関する研究史の上では、「封建制」概念の相違がそのまま研究の進展の度合いを示

している。すなわち古くは、上述の如く中国的・儒教的歴史思想の上での「封建」概念が行なわれ、近代的歴史学の成立とともに、主としてドイツ法制史の影響のもとに、法制史的立場での封建制が論議され、ついでマルクス主義歴史学の盛行とともに、社会の下部構造に主たる焦点を置くところの封建制理論が有力となり、その立場での日本封建制の成立が関心の対象となつてきたと言わねばならない。ただしこれらは研究史の大勢についてのことであり、現在といえども、いわば支配体制の上部構造についてのみ封建制を考え、下部構造たる社会経済構造をこの概念に包含させない立場もある。従つて、「封建制」を世界的範疇として理解する限りでも、現在の日本の学会には依然として二つの流れが存在するが、研究史の進展の上では、上述の如き画期があつたと言えるのである。

なお、日本封建制成立史に関する研究のあとをたどるとき、もう一つ予め考えて置かねばならないことがある。それは封建制成立期をどこに求めるかという問題が今日といえども決定的結論に達していないという事実である。まず「成立」という意味内容にも種々問題があるが、それは別問題として、今日行なわれている日本封建制成立期に関する諸説を整理すると、次の三つに大別し得よう。一つは十世紀以後急速に進展した荘園制の社会を封建社会と考え、この時期に封建制の成立を見ようとする説、一つは十・十一世紀頃から成長してきた武士が、階級

としての力を基にして一応の国家的政治体制を作り上げた時期、すなわち鎌倉幕府創立から承久の乱あるいは南北朝内乱に至る時期を封建制成立期とする説、そして一つには荘園制が崩壊し、大名領国制が完成する室町末期から、太閤検地を経て江戸幕藩体制の成立に至る時期こそ、封建制の成立した時期であるとすする説である。これらの説の間にも、またそれぞれの差のある考え方があがるが、それらが過去の研究史の中で前述の「封建制」概念の混乱とあいまって、種々の形態をもってあらわれる。一つの説が克服されたかに見えても、また何時のまにか装いを新たに、不死鳥の如く現われ、強く自己を主張する。この問題に関する研究史をたどるとき、こうした実情をも予め知って置かねばならないのである。

(1) 『統法制史の研究』、第二篇「公家制度の発達」、第二章、三八六頁。

(2) 『日本社会経済史』（昭和三年）。封建制に関する同一の趣旨のことは本庄栄次郎のちに改補訂正された『日本経済史概説』（昭和二三年）にも見られる。

(3) これら封建制概念の混乱については、牧健二「日本封建制度成立史」第一章、豊田武「封建制の成立に関する諸問題」（『史学雑誌』五八ノ二）、及び上原専禄「封建制概念の多様性」（『歴史学序説』所収）、「封建制度研究に於ける一傾向」（『獨逸中世史研究』所収）などにくわしい。

(4) これは主としてドイツ法制史の正統を継承せんとする立場であろうが、またM・ウエーバーやH・ミッターイスなどの理論に支えられて、Lebenswesenの意味での封建制を問題にし、それを日本に適用するのである。

(二)

日本において近代的歴史学が成立する以前のことは、先に若干触れた程度にするが、ヨーロッパの歴史的概念としてのfeudalismが移入されたのち、この概念を日本の歴史に適用しようとする試みは、まず福田徳三によって行なわれたようである。一九〇〇年に書かれたその著“Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan”において、日本封建制度の比較史的叙述が行なわれたが、そこでは日本の武家政治の形態がヨーロッパ中世のFoualismusに類似することに注目し、その武家政治成立の前提となる荘園制の成立期から、鎌倉幕府の地頭制度によってその荘園が封地と化し、知行制が成立する鎌倉室町時代を経て、十七世紀初頭に徳川政権が成立するまでの間を、封建制の時代としている。そして彼は、日本封建制度が二つの基礎より成るといい、その一つは物的基礎としての知行制であり、他の一つは人的基礎としての家士の制（Vasallität）であるとして、その具体的成立の端緒を、鎌倉幕府の地頭制度及び御家人制度の中に認めようとしたのである。

る。その解釈が今日から見てきわめて幼稚であったことは言うまでもないが、その封建制についての考え方が、ドイツ法制史における *Lehenswesen* あるいは *Feudalismus* の解釈をそのまま受容し、これを日本の場合に適用したものであることは明らかである。⁽⁵⁾ この著述は比較的簡単なものであったとはいえず、ヨーロッパにおける近代的歴史学の概念を日本史の上に導入する上で、先駆的役割を果たした点において高く評価されねばならない。とくにその後、約半世紀にわたって、この書が西洋の学者の日本封建制度に関する知識の源泉となった事実も見のがせないところである。⁽⁶⁾

なおこの書と類似した成立経過をもつ論文として、新見吉治が一九一〇年代にドイツのライプチヒ大学において書いた「Die Geschichte der Buke-Herrschaft in Japan」がある。⁽⁷⁾ この論文は後述する中田薫の莊園に関する研究の成果に負うところが多いが、日本の武家政治の歴史をヨーロッパ中世との対比において、ヨーロッパの歴史学会で紹介する意図を以て書かれた。そして新見吉治は、ことさらに *Lehenswesen* とか *Feudalismus* とかいう名辞を用いることをやけたが、それは日本の「封建時代」の特質を明らかにするためであり、そこから逆に、きわめて不明確な *Feudalismus* の概念一般の整理に対する貢献をせんとする意図をもったものと思われる。

日本では一九〇〇年代の始めから、ヨーロッパ史学の新しい

方法が、精力的に取り入れられてくるが、とくにその一分科としての法制史学において、ドイツ法制史学の正統としてのロート (*P. Roth*) やブルンナー (*H. Brunner*) の理論はとくに大きな影響を及ぼし、日本の封建制度を、国家統治形態としてはなく、支配、被支配者の身分関係に焦点を置いて考究する傾向が顕著となった。先の福田徳三の場合も、大体においてその傾向の下にあったが、とくにこの問題を大きく展開する基礎をひらいたのは中田薫の諸業績である。

彼が明治三十九年(一九〇六)に発表した「王朝時代の莊園に関する研究」及び「コムメンダチオと名簿捧呈の式」、あるいはその翌年に発表した「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」などの諸論文は、何れもヨーロッパ中世の封建制概念を日本の武家政治の歴史の中に導入し、その封建制が土地(＝所領)の恩給制と、主従制との上に成立した法的秩序であるとの前提のもとに、日本の莊園制度及び武家政治体制、とくに鎌倉幕府の地頭制について論じたものである。彼は鎌倉時代、室町時代を通じて恩給制度が行なわれたことを認めるが、それは「土地領有者が恩恵の意思を以て、奉公の義務を条件として、自己の従属者に領有地を貸与する方法」であり、その点において、フランクの恩給制と共通の根本概念を有することを主張し、この關係が莊園の發達とともに成熟したとして、その経過を日本の莊園史の中で精密に分析した。そしてまた一方では、武士社会に

おける主従関係の結成が封建制成立の端緒として大きな意味をもつことを主張する。すなわち日本の荘園制の下に発達してきた恩給制と、土地給与を媒介とした主従制の成立とを指摘し、この両者の結合の上に封建制の成立を考えるのである。その点を見れば、彼の所論がH・ブルンナーの説に強く影響されたことは明らかであるが、ただ彼の場合は、どちらかといえは荘園制発達の中に見られる土地恩給法の成立過程を重視し、恩給制を日本封建制成立の主軸と考えたところに大きな特徴がある。そして彼自身が「我が封建制の発達は私権化したる国郡の徴税権が、不当に拡張されたる守護の公法上の権力と互に結合するに至って、その完成を告げたるものなり、しかしてその完成の時期は室町時代の中葉にあり」と述べていることから明らかのように、荘園制の発展にともなう成長した下司・地頭などにおける私的な土地領有権が、やがて公権力の下で保証されるに至る経過こそが、封建制成立の過程にほかならないと考えた。そして概括的にいえば、領主と従者との間の主従関係の成立が封建化の端緒であり、その従者たる武士が恩給された土地の不動産物権を行使することを、公法上から承認され、ついに全く土地を占有・知行するに至って、はじめて封建制が確立すると見たのである。従って中田説によれば、日本の中世史全体が封建制成立の過程に他ならなかった。

この中田黨の研究は、その基本的前提において土地恩給制と

主従制との複合を、比較的単純に扱ったきらいはあるが、封建制の成立を荘園制発達歴史の中に非常な精緻さを以て追求した点において、それ以後の封建制成立史の研究の基盤をつくり、また現在にまで大きな影響を与えていて、その功績は高く評価されねばならない。

この中田黨の研究と、ほぼ同じ時期に、三浦周行による「武家制度の発達」に関する研究がすすめられていた。そこでは日本の武家政権の政治組織の中に、封建制の問題が追求されていたのである。10) 彼の場合はヨーロッパ中世の封建制度を、領主とその家士との従属関係に基礎を置くものと理解し、日本の武士社会における主人と従者との私的な従属関係の発展の間に封建制度の成立を認めようとした。その視点においては中田説とあまり異ならないが、法制的立場にある中田説が、恩給制のもとにおける恩給地に関する権利義務の問題を厳しく追求したのに対し、三浦説はその点での弱さはあるが、武士社会における従属関係を、十一・二世紀における源平二氏の動きと関連させるなど、むしろ政治史の動向と結びつけて説明するといったような、より具体性のある方法をとっている。そして三浦は、私的な所領の所有者と借地者という立場から生ずる従属関係を基本に据えながらも、そうした関係がやがて公的な社会組織として確立する点を重視する。その当然の結果として、「日本の封建制度の基礎確立し、有力なる武士的社会を組織し、永く武家

の模範となりしは実に鎌倉時代にてありき⁽¹⁾と主張した如く、鎌倉幕府の支配体制の確立を以て、封建制の成立を見た。その場合、土地制度の内容よりも、鎌倉幕府の御家人制度や、守護地頭の制度など、幕府権力による支配組織に重点を置いて封建制を捉えようとしたことは明らかである。

次にこの三浦周行の立場に影響されながら、中田薫の業績を批判的に継承し、同じ法制史学の立場から封建制成立の問題に正面から立ち向ったのは牧健二であった。その研究成果は、昭和十年（一九三五）に公刊された「日本封建制度成立史」にいわしいが、彼の基本的立場は比較法制史の上に立ちながらも、日本の封建制の独自の性格を強調し安易なヨーロッパ封建制との類推を排除するところにある。そして日本封建制の成立について、恩給制を主軸に置いた中田説に反対し、むしろ鎌倉御家人社会にみられる主従制に主軸を置いて封建制を考えるとところに一つの特徴がある。その場合、勿論恩給制が無視されるわけではないが、鎌倉時代にみられる恩給制の徴証たる所領の「安堵」（＝保証）とか「新恩」（＝新恩地の給与）などの行為は、將軍と御家人との身分関係を保ち、これを強化する手段であるとし、主従制すなわち身分的人間関係が重視されたのである。さらにまた中田説が荘園制そのものの中に封建制の発展を見ることが反対し、荘園制的関係の中に生まれた土地給与の形態とは別のものとして、鎌倉幕府の下で行なわれた土地給与の

関係を指摘し、そこに封建制の由来を考える。従って幕府の御家人社会における主従制と恩給制との結合が公権を以て確定される時点が、封建制成立の重要な契機となる。そして彼は、その時点を鎌倉幕府の地頭制度の成立の時期に求め、文治元年（一一八五）の守護地頭設置を以て、日本における封建制の成立期として重視したのであった。

この牧説は、現在に至れば種々の批判もあるが、法制史の立場からの封建制研究としては斬新であり、またかなりの説得力をもったようである。そしてそれ以後の、法制史の分野での定説的位置を占めたことも否定できない。たとえば石井良助の『日本法制史概説』（一九四九年刊）には、「平安朝時代後半期の武人の間の主従関係と恩給関係とは私的な関係にすぎなかったが、平氏を討滅した源頼朝が、文治元年に朝廷より日本六十六国の総守護職・総地頭職に補せられるに及んで、彼を首長とする全武人の間の主従、関係と恩給関係とは、著しく公的な色彩を帯びるに至った。この公認された武人の主従制と恩給制とを基礎とする軍事的な政治体制をここに封建制度という」とあるが、これは現在法制史的には封建制度を説く場合の代表的立場であり、またきわめて具体的かつ明解な叙述である。そして文治元年のいわゆる「守護地頭補任の勅許」の法的性質について、牧健二はこれを守護・地頭の補任権の獲得であるとしたのに対し、石井説では中田薫の主張と同じく頼朝自身が総守護・

総地頭に補任されたとする点で、一つの対立はあるが、頼朝の守護地頭補任を以て封建制確立の指標とした点で、石井説は牧説とほぼ同様であり、これが現在の法制史学における共通の理解と言い得るのである。

(6) この書はのちに日本においても坂西由蔵訳『日本経済史論』として出版されている。

(8) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial und Wirtschaftsgeschichte*. 1919.

(黒正巖訳『社会経済史原論』)にこの書が引用されていることのみでも、それが十分に証せられるであろう。

(7) この論文は直ちに公刊されず、のちに「日本に於ける武家政治の歴史」と題して、邦語によって発表された。(新見吉治『武家政治の研究』所収)

(8) これらの論文は何れも、国家学会雑誌に掲載され、のちに中田薫『法制史論集』に収録された。

(9) 「王朝時代の庄園に関する研究」

(10) 三浦周行の研究成果は、何れも『日本史の研究』(第一・第二輯)及び『法制史の研究』(正・統)に掲載されている。

(11) 「武家制度の発達」(『統法制史の研究』所収)五八五頁。

(三)

法制史家たちの多くは、鎌倉武家社会がヨーロッパ封建制と

類似する点を強く認識したが、その場合、社会の上部構造への関心のみが強く働いていたことは言うまでもない。牧健二の説にしても、地頭制度の成立を契機とする封建化の運動が、やがて社会の下部構造をも規定し、やがて武士以下の階層の封建化を促すという、いわば上からの封建化の途を想定している。しかし前述の経済史的立場からするならば、社会の封建化の過程は、社会経済の発展そのものの中に求められねばならない。土地の恩給制や主従制が生まれてきたとしても、何故にそれが可能であったか、その理由を社会経済の根底にあるところの、生産者たる農民の成長発展の中にさぐらねばならない。また現実には鎌倉時代社会の下部構造を見ると、そこに封建的性質が認められるであろうか。法制史の立場に対する経済史側からの疑問と批判は、主としてこうしたところに向けられる。とくに中田説に批判修正を加えた牧説の場合、中田説が封建制発達の母胎と考えた荘園制を、封建制成立の社会経済的媒体とは考えながらも、荘園法とは別に武士社会の封建法が成立したと考えた。従って、荘園の土地支配機構の中に封建的の土地領有が育まれたことは否定しないが、「荘園制」はあくまでも経済構造あるいは経済制度の問題として一応別に置く。これに対して経済史の立場では、「荘園制」の概念をさらに広く用い、これを社会的政治体制に関する歴史的範疇と考える。従って荘園制そのものの性格が奴隸制か封建制かという、日本の荘園制の性格規

定が重要となり、むしろ中田薫の業績にまで立ち帰らねばならない。こうした事情については後に述べるが、とにかく牧健二説に代表される法制史的「封建制」概念は、それ自体として経済史的立場からは容認されず、また封建制成立に関する法制史的認識も、とくに社会経済史的なマルクス主義歴史観に立つ限り、下部構造への関心を欠くが故に多くの疑問を持たれた。

日本において社会経済史学的研究が本格化したのは昭和初期であるが、その頃から封建制を経済発展の上での、生産様式の一類型として捉えようとする傾向があらわれた。それは支配層と生産者層との階級関係を中心の視点とし、そこに古代奴隸制や近代資本制と対立する一つの社会経済的特徴を捉えて、これを「封建制」（＝農奴制）と規定するわけである。

こうした立場での先駆的研究は、早川二郎・渡辺義通らによって行なわれた。そして早川説によれば「奈良時代の律令体制下における班田農民は、生産手段と労働力が結合しているが故にこれを奴隸制と見ることはできず、したがってこの律令制社会では日本独特の形態ではあっても、すでに農奴に制が成立している」というのであって、そこにアジア的農奴制の段階を認め¹²⁾、従ってこの説によれば奈良時代が封建制の成立期となる。

これに対して渡辺義通は、主として古代史に関する諸業績を残したが、早川のアジア的農奴制説には反対し、律令農民がその苛酷な収奪下にあった姿はむしろ奴隸制と規定すべきであっ

て、そこに農奴制成立を認めることはできずその成立期を十世紀以後の荘園制成熟期にまで下げねばならないとした¹³⁾。この両者の説は何れも、日本における農奴制の成立時期を確定するところに主眼があり、その解答の如何によって封建制成立に関する見解の相異が生まれたのである。然しながら彼等がその研究をすすめた時代には、律令農民の存在形態や荘園の構造的性質、あるいは荘園制下の在地構造などについて、未だほとんど実証的研究が進んでいない状態であり、かなり大胆な臆測と誤謬とを前提としながら理論を構成したきらいがある。その意味で、彼等の主張そのものは今日ほとんど問題にされないが、とはいえ揺籃期のマルクス主義歴史学における先駆的業績としての意味はそれなりに評価されねばならない。それはその後の荘園制に関する研究の盛行を促す契機となり、その荘園制あるいは古代から中世にかけての在地構造の変化などについての実りある成果とあいまって、¹⁴⁾現在の世界での古代社会から封建社会への推移に関する詳細な研究への途をひらいたのであった。

こうしてマルクス主義歴史学の立場から日本の封建制成立を追求するとき、その基礎的問題として、農奴制の形成とそれに対応する封建的土地所有制の成立過程に関心が集中する。そしてその場合に、農奴制成立の母胎たる日本古代社会の性格を如何に理解するか、またその発展段階を如何に規定するかが前提的問題となり、さらに具体的には律令制下の「郷戸」の変質・

分解の結果として創出されるところの、中世における基本的農民たる「名主」層の性格規定が中心課題となる。

こうした立場から日本の封建制の形成過程において、荘園制が如何なる歴史的役割を果たしたかという問題を提起し、これを追求したのが藤間生大・石母田正・松本新八郎らである。この中、藤間生大は、その著「日本庄園史」において荘園の成立過程と経営形態とを再検討し、荘園発生期の初期荘園の本質は奴隸制であるが、十世紀以降全国的に展開するところの寄進地系荘園を主体とする荘園体制は、奴隸的荘民の土地との結合の進行を前提とする限りにおいて、奴隸制的性格を克服し、一歩前進したものであることを認める。しかし荘園所有者の性格や、荘園制の支配機構を考えれば、荘園体制が伝統的な古代国家と相互依存的な関係においてのみ存在し得ることは明らかで、それは結局律令国家を最終的に止揚する体制とはなり得ず、従って荘園制の本質は封建制成立への過渡的性格にある、と主張した。これに対し、松本・石母田の場合には、荘園体制を、その基礎となる生産関係の側面から追求し、とくに荘園内部の名田、および名主の歴史的性格について分析を加えるという方法をとった。そして両者の間に、若干の見解の差はあるが、「名」体制の構造は、それ自体として農奴でないことは勿論であり、むしろ家父長的奴隸制に基礎をおく古代家族から、農奴の小農民経営に基礎をおく封建領主に成長する過渡的段階にあるものとす

る点では、大体において一致する⁽¹⁵⁾。そして封建制＝農奴制はこのような名体制の分解によって、はじめて本格的展開をみせると考えた。従って荘園制そのものにも、藤間説と同様に過渡的性格を認めるのである。

それでは、これらの人々が具体的に日本の歴史上で、如何なる時代に封建制の成立を認めたか。松本新八郎は右に述べたように荘園制社会を過渡的なものと考えながらも、十・十一世紀のそれは、まだ家父長的奴隸制による農業経営（＝名田経営）が支配的であったが故に、なお古代社会であると考え。そして十二世紀末以降の鎌倉時代に入っても、一応上部構造での封建化は認められるとはいえ、下部の社会関係においては、なお家父長制の名田経営、ないしはその解体過程にある惣領制的経営が一般的であったのであるから、それは封建時代とは言えない。そしてこうした半古代的な大経営が解体して、松本説による農奴すなわち「独立自営的な小農民」経営が成立したのが南北朝内乱期であり、室町時代に至って農奴制が支配的展開をみせる、とするのである。松本説による「小農民経営」の担い手は、畿内先進地域に成長しつつあった新興の名主層であるが、それは単婚家族構成で一応独立的に農業経営するものである。そしてこの新興名主層が元弘・建武の内乱を惹起する原動力となり、封建国家をつくり出す主体となったものと主張するわけである⁽¹⁶⁾。この松本説は個々の論証の過程において、かなりの疑

間が残り、必ずしも強い説得力をもたなかったが農奴制理論を南北朝内乱期に適用した構想は、まことにあざやかであつて、後の研究者に大きな影響を与えた。とくに稲垣泰彦の論文「日本における領主制の発展」¹⁷⁾では、鎌倉幕府体制下での在地領主と地頭の存在形態を、「初期領主制」の段階と規定し、それが封建的領主制への前段階とするのは、鎌倉時代を本質的には古代社会とする松本説に多くの影響をうけたものと考えられる。また後に述べる安良城盛昭の研究も、少なくとも鎌倉時代に至るまでの社会構成の理解については、ほとんど松本説を前提としていると言えよう。

これに対して石母田正の場合は、鎌倉時代において封建的体制が未熟であつたとする点は、松本説とほとんど差がないが、古代末期に成長して来た在地領主制に考察の主軸を置いた結果、松本説と比較して、より早い時代に在地領主及びその支配下の百姓名主（＝農奴）の成立を想定した。彼の場合、九世紀以降に初期荘園の内部に在地有力者層が抬頭し、「私営田領主」と呼ばれる地方豪族が「私営田経営」を展開するが、これは古代家族的奴隸制経営の域を脱した大規模な家長的奴隸制の段階にあるとする。そしてやがて十・十一世紀になると、衰退しつつある初期荘園や、その対立者である私営田経営の内部における農民層の分解の中に、田堵の名主層の成長が見られ、それはやがて「在地領主」として、自己の「私領」を確保しはじめ

る。このような在地領主の広汎な成長は、一方において私営田経営を没落に導く原動力ともなったが、他方において、とくに辺境地帯では、むしろ私営田領主がこれら新興の在地領主と対立し、これを支配下に置くことに努める経過において、私営田領主から封建的領主へ転換するための媒体的役割を果たした。十世紀前後の農村におけるこのような運動は、いわゆる寄進型荘園が成長する基盤ともなるが、それはまた地方における武士の発生・成長の舞台でもあつた。すなわちここに言う在地領主層や、あるいは私営田領主に系譜をひく豪族的領主層こそが、次の時代に活躍した武士階段に他ならず、とくに在地領主層が鎌倉時代の地頭・御家人層の主流をなすものと考えるのである。彼等在地領主層は、私領を有するが故に、「私領主」とも呼び得るが、その私領の領有は律令制的秩序の上からは必ずしも合法的でないが、彼等領主層自身の實力によって、これが実現していたのであり、その領有を公権の下で合法化せんとする希求が、彼等をして武家政権を作りあげ、その下に結集した客観的理由と考えられる。そして重要なことは、こうした在地領主層の所領が、その内部における自主経営の百姓名主・作人すなわち農奴たちの上に君臨することによって存立し得るとした点である。従つて在地領主層の成立は、古代社会が封建制へと脱皮する第一段階としなければならず、その在地領主層が「所領」の支配を公権力によつて確認される時期には、すでに農奴

制の成立を前提しなければならぬ。かくて石母田説によれば、鎌倉時代の社会は、古代的あるいは家長長制的な諸要素を多分に包含する過渡的形態ではあるが、そこに封建的諸要素の存在を軽視することはできず、この時代における封建制への傾斜を大きく見ざるを得ない。石母田説における論点は多岐に亘り、到底これを簡略には説明し得ないが、日本封建制の成立期をどこに求めるかといえ、大体において鎌倉政権の確立期すなわち治承・文治の内乱から承久の乱に至る時期を考えているようである。¹⁸⁾

なおこの石母田正の領主制及び農奴制に関する所論は一九四〇年代から五〇年代にかけて一時は学界を圧倒せんばかりに共鳴をうけたが、その後種々の形で批判・反対も受け、今日なお学界の問題点として論議の対象となっている。

(12) 早川二郎『日本歴史読本』

(13) 渡辺義通『古代社会の構造』

(14) ここで荘園に関する研究の進展のあとを詳細にたどるとまはないが、一九二〇年代から三〇年代にかけて、その研究の成果は急激に豊富となった。その代表的なものとしては西岡虎之助の諸業績(のちに『荘園史の研究』全三冊に収録された)、中村直勝『荘園の研究』、竹内理三『寺領荘園の研究』、江頭恒治『高野山領荘園の研究』及び『日本荘園経済史論』、今井林太郎『日本荘園制論』、小野武夫『日本庄園制史論』、

清水三男『中世の村落』及び『中世荘園の基礎構造』、鈴木良一『日本中世の農民問題』などをあげることができる。

(15) 松本新八郎「名田経営の成立」昭和十七(一九四二)年(後に『中世社会の研究』に収録)及び『封建的土地所有の成立過程』。石母田正『中世的世界の形成』昭和二二(一九四六)年、及び「古代末期の政治過程及び政治形態」(『社会構成史大系』所収)昭和二四(一九四九)年、(後に『古代末期政治史序説』に収録)

(16) 「南北朝内乱の前提」(『歴史評論』一一一)

(17) 「歴史学研究」一四九号。

(18) 註(15)所引の諸論著、及び「中世的土地所有権の成立について—平安時代の百姓名の成立の意義—」(『歴史学研究』一四六号)

(四)

石母田・藤間・松本らが、マルクス主義歴史学の立場から、主として荘園制の基礎構造の解明に努力し、その面から日本の封建社会の成立の問題を追求しはじめた頃、他の分野ではまた別の視角から、政治史と経済史との綜合の上に、具体的に日本封建制成立を考えようとする研究が行なわれていた。それは先に三浦周行らによって先鞭をつけられたところの、具体的な政治史の流れの上に、社会の発展段階を密接に結びつけんとする方法を

受けつぎ、それに一九二〇年代以降、急激に豊富となった経済史とくに荘園に関するその諸成果を以て補強するという立場である。そうした研究の一つとしてあげられるのは、昭和十四年（一九三九）に公表された遠藤元男『日本封建制成立史』である。¹⁹これは著者自身が「中世封建社会の成立に至る事情を、とくにその基礎的な社会的・経済的体制の討究を通じて解明する」と述べながら、全体としてはやはり忠実に律令時代から鎌倉、室町時代にかけての政治史の流れと密接に結びつけて、封建制の成立を取扱う結果となっている。そして彼の場合、八世紀末から十世紀初めに至る約百年間を以て、日本の封建制の動向と性格を決定的とした時期として捉えられる。彼によればこの期間は、それに先行する班田制の時期と、それに後続する荘園制の時期とを区別する時代であり、この三つの期間は、ともに封建的体制の進展についてそれぞれ段階づけられているのである。その場合、班田的諸体制の中に封建的な社会経済的諸要素が育成され、荘園体制の下で、農奴制²⁰封建制が成立、発展すると考えたものと言えよう。従ってヨーロッパ封建制と対比の上での中世的封建制は鎌倉時代に始まり、室町時代に成熟し、やがて崩壊の方向をたどると考え、その原因を貨幣経済の進展・商業の発展に求めた。しかしそうすれば現実の徳川封建体制を世界史の封建制の法則によって説明できず、そこに封建制再編成論が主張される必然性が生まれたのである。この「封

建制再編成論」を最も鮮明に打ち出したのは、遠藤とほぼ同じ頃に「日本封建制再編成史」²⁰を著した中村吉治である。彼の場合、日本封建制の成立について論議がなすお定まらないことを認めながらも、彼自身は平安末から江戸末期に至るまでを封建制の時代と考えた。そしてその封建時代を中世封建制と近世封建制とに分け、前者の基本的な発展過程を荘園から大名領への発展の過程、武家支配一元化の過程としてとらえ、かかる中世封建制の変質のあとをうけて、再編成されたのが近世封建制であるとするのである。その所論の詳細は省略するが、この考えは当時の学界に大きな影響を与えたものであった。

また同じ頃、奥田真啓は武士階級の成長、武士団の成立とその構造などを主軸において、封建社会の成立の問題にせま²¹った。その場合、武士発生の地盤たる社会構造については、ほぼ松本、石母田両説の折衷的な継承といえるが、武士団の構造原理や武士団組織の基礎にある精神構造にまで考察を進め、そこに封建的諸要素が如何なる形で生成・発展したかを考察している。この奥田説は、封建制度の担い手としての武士階級の成長そのものに視点をあてた結果、領主化した武士の所領支配の内部構造に関する説明については比較的弱点をもつが、武士²²領主階級内部における同族の結合の状態や、その結合の解体の中から封建的主従関係が生れてくる必然性などについては、学界に強い影響力を与えるだけの成果を示したと言えよう。

さらに伊東多三郎が昭和二三（一九四八）年に公刊した『日本封建制度史』も、封建制度を武士の伝統機構として理解する点では、奥田説に近いものがあつた。しかし彼の場合は、武士の活動発展がすなわち莊園は衰退すると説いて、莊園制と封建制とが原理的に背反関係にあることを主張した点に一つの特徴がある。もっとも石母田・松本説でも原理的には莊園制の中から、この体制をつき崩す勢力の成長したところに封建制の成立を見ようとして、莊園制の下における独立小農民の成立とそれを支配する新しい性格の在地領主の成長を追求したのであるから、これらの立場と伊東説とは、その点ではあまり隔りはない。ただ伊東の研究の立場は、歴史を階級闘争の場としてのみ見るところの公式的なマルクス主義歴史観を極力排除し、封建制的社会をたんに武士階級と農民階級との対立関係においてのみ捉えようとする立場を否定する立場であり、その点では、石母田・松本らの立場とは大いに異なる。伊東が「封建制度をただ土地領有の状態及び之に基く階級全体の機構として理解し、その発生と成熟と崩壊の過程の中に社会機構の変遷を見るだけで十分とはいえなくなつて来る。この程度より一段と高い立場に上つて、広汎な人倫関係の総体として調べなければならぬ。」^四と述べるとき、その主張はきわめて明らかである。要するに伊東によれば政治・経済・社会の問題のほかは精神文化に関する諸問題を追求し、その総合の上に封建制度を理解することが

必要であり、それは「国民生活史」の上に立つ立場であるが、そこにおいてはじめて封建制度の研究が深化するというのである。この主張は、「封建制」の概念規定の問題とも関係するものであり、それに対して当然のこととして多くの異論があるので、伊東の封建制度成立に関する基本的構想は、その主張と意図とにかかわらず、結果的には従来の諸説の綜合折衷にすぎないとも考えられ、具体的には鎌倉幕府成立を以て「封建制度組織」の契機としているなど、あまり問題を投げかけなかった。

以上述べて来たところの諸業績は、何れも太平洋戦争以前から、あるいは戦争中に続けられてきた研究の成果である。その発表が戦後である場合や、戦後もなお研究そのものが継続して、逐次発表されていることも多いが、その研究の発表は何れも、一九四〇年代の初頭あるいはそれ以前に係るものであつた。そしてその時代は、封建制に関する研究も、比較的限られた人々によってのみ行なわれていたのであるが、戦後、日本の民主化の動きに対応して急激に「封建制」に対する関心が高まり、この問題に取組む研究が多くなつた。前記の伊東多三郎の『日本封建制度史』も、そうした趨勢の中で、いち早く発表されたものではあるが、戦後において比較的早く封建制成立の研究を意図して、その成果を発表しはじめたのは、マルクス主義歴史学の上に立つて、石母田・松本説を継承し、これを発展させた永原慶二・稲垣泰彦・杉山博らと、基本的には中田・牧説

など法制史的立場から出発し、経済的立場との総合を意図した安田元久らによって代表される。この中、前者すなわち永原以下の人々の研究内容と主張とについては後に詳述することとして、ここではまず安田の研究結果について述べておきたい。

安田は昭和二五（一九五〇）年に『初期封建制の構成』を発表して、日本封建制の成立過程について新しい見解を示した。その方法的立場は、政治史法制史的な研究に一応は立脚しながら、上部構造のみならず下部構造についても、これを社会経済史的に考察する立場に接近し、これまでの石母田・松本あるいは清水三男らの研究成果を吸収した上で、中田・牧説を批判、再検討しようとするものであった。安田はまず封建制概念の不統一とくに法制史におけるそれと社会経済史におけるそれとの相異に疑問を投げる。そしてそのそれぞれの立場に立つ学説が、互いに他の立場を無視する傾向にあることを認め、その両者の立場がある程度調和を保つていたと思われる中田蕉の研究にまで一応さかのぼらねばならないと考えた。

法制史と経済史と、その立場の相異により「封建制一」について全く別個の概念として扱うのは、必ずしも日本ばかりでなく、ヨーロッパの feudalism 研究にあつても同様であるが、それは法制史、経済史のそれぞれの分野における、研究の便宜のための一つの理論上の概念構成にすぎない。従つて如何なる概念規定定しても差支えないはずである。しかし、元来歴史学

上の理論構成は一つの歴史事実の認識に基礎を置く。それ故に封建制概念についての理論も本来はヨーロッパにおける一つの時代の歴史的特徴を把握して、その特徴を feudal と認めたところに出发点がある。経済史的意味での封建制も、また法制史でいう封建制も、ともにヨーロッパの封建時代の歴史的现实の一側面を捉え、そこにその時代の特徴を認めたことを前提として生み出された概念である。このように考えれば何れの立場での「封建制」概念も、実は同一時代に見られる体制でなくてはならず、その一つの社会的・政治的体制の上部構造と下部構造の何れに視点を置くかによる相異にすぎない。ところが日本において、その概念規定の相異が、そのまま封建制成立期の時代画定の差となつてあらわれるのは何故であろうか。安田の研究の立場は、こうした疑問から出発したのである。

安田説によれば、鎌倉幕府の地頭制度と、そこに存在する地頭職が、封建制成立過程を定める重要な要素となる。そしてその地頭が、たんに荘園内の不動産物権行使者として恩給をうけたものとする中田説に反対し、地頭は在地領主であるとともに鎌倉幕府の武士階級統制のための一つの制度―地頭制度を―担う単位であり、土地の収益権ばかりでなく、土地の管理、支配権をもつたものと主張する。そうした土地支配を可能にさせるためには、地頭は在地領主の基盤となつた地域社会が封建化していなければならぬと考える。さらに地頭たる御家人が、そ

の私領において支配下の自営農民を使って経営させる形もあったことを指摘して、牧健二がかつて主張した如く、第二次の封建関係が地頭とその郎従家人との関係においても存在したとする。しかも地頭は幕府(將軍)という上級権力から土地支配権と得分(＝収益)権を安堵されていたのであるから、結局は地頭を中心として、土地(所領)を媒介とする主従関係が上下に貫き、そこに封建関係が存在したと指摘したのである。かくて鎌倉幕府における地頭制度の確立は封建制成立の指標となるのであるが、地頭の所領の内部構造には、他面において古代的諸要素の残滓も多く、また古代権力による荘園支配も武家政権の土地支配と重疊的に存続していたので、鎌倉時代には過渡的性格も強く、その意味でこの時代を「初期封建制」と規定したのであった。

この安田説に対しては、鎌倉御家人社会にあって、武士相互の間の主従関係が、きわめて族制的であり、むしろいわゆる惣領制的諸関係が支配的であったとする立場からの反論があり、⁽²³⁾また封建制成立の基点を求めるとき、武家社会よりも農村社会を重視すべしとする立場からも、当然批判されねばならない。安田のその後の研究においては、これらの反論・批判を若干とり入れ、とくに地頭たる在地領主の勸農権や下地進上権の考察を通じて、その限界面をより重要視する傾向を示したが、封建制⁽²⁴⁾成立に関する基本的見解については、これを変更していない。

なお安田説は、中田・牧説の批判として出発しながら、結果的には牧説に強く影響され、「荘園制」なる概念を経済制度の意味に用いる。そして荘園的経済制度を地盤として成長する封建的土地領有が社会の支配的体制となるところに、封建制の成立を考えるのであるから、一定期間においては「封建制」と「荘園制」とが重疊的に存在すると解する。従って荘園制そのものの性格が奴隸制か農奴制かという問題については余り考慮していない。この面において「荘園制」を「封建制」に先行するところの社会的政治的支配の全体制の意味に用いる石母田・永原らの立場と相異し、その立場から見ての欠陥ともなった。

(19) 『日本歴史全書』九。

(20) 『日本歴史全書』十。

(21) 『武士団と神道』及び「封建時代前期の武士の生活」(『新日本史講座』所収)。

(22) 『日本封建制度史』二二頁。

(23) 鎌倉社会の惣領制的性格を強調する立場としては、前掲松本・稲垣らの諸論文のほか、豊田武「初期封建下の農村」(見玉幸多編『日本社会史の研究』所収)及び『武士団と村落』などが代表的なものであろう。また安田の「地頭」論についての部分的批判としては、上横手雅敬「地頭源流考」以下の諸論文がある。

(24) 安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』、『日本荘園史概

説』及び『守護と地頭』

(五)

封建的生产様式を基礎として成立する社会構造を指す概念としての「封建制」を問題として、その封建制が如何にして成立するか、またその形成過程の中で、日本封建社会の構造的特質を、いかに捉え得るか、ということの追求は、さきの藤間・松本・石母田の諸業績のあとをうけて、一九五〇年代にはいよいよ活潑となった。その場合、関心の中心が、領主制あるいは農奴制と呼ばれる封建的な経済的・政治的制度の発生経路を如何に理解するかに向けられたことは、当然のことである。従って、そこではつねに荘園の内部の動向が問題となる。日本の封建制の成立過程を荘園制の中に追求する方法は、先述の如く中田薫の研究にはじまるとは言えるが、その後マルクス主義歴史学の立場から、研究はより深化され、また学説は区々になって発展した。そしてある意味では諸説紛々たる状態を現出したが、今や問題は日本の「荘園制」の本質を如何に考えるか、すなわち荘園制の性格規定の問題に論議が集中するようになった。その際に、大体において十世紀以降の荘園が主たる対象となり、その内部構造と、農奴制・在地領主制の成立の問題とが中心となる。

ところでこうした荘園制の性格規定について、現在なお論議

が続いているわけであるが、その所説を内容整理別にし、発表年代を考慮して大別すると、次の三つの立場に分けられる。すなわち第一は、荘園制の本質を、「古代律令社会から中世封建社会に至る、過渡期的な土地所有形態」とするもの、また第二には、荘園制は「家父長制的奴隸制に基礎をおく名主Ⅱ名田体制の上部構造として成立した土地所有制」であるから、基本的には古代的奴隸制的本質をもつと見るもの、そして第三には、名主の家父長的奴隸所有者的性格を否定し、逆にその農奴的性格を強調し、荘園制の本質を、「封建領主的土地所有制の一段階」とみなすものである。

この第一のものが、すでに述べた藤間・松本・石母田らの立場であることは言うまでもないが、戦後とくにこの立場を継承して、批判的発展的に研究をすすめたのが永原慶二である。永原の龐大な研究業績のすべてをここに紹介することはできないが、彼の場合、封建制の成立については、大体次の如く考えて来たようである。

彼の研究は荘園農民が農奴的か否かの検討から出発する。その農奴とは言うまでもなく、「家父長制的な大家族でない、単婚家族の一応独立的な農民で、領主の経済外強制によって労働地代及び現物地代を収取される存在」であるが、そうした農奴が鎌倉時代の荘園内部に存在したか否かを追求した永原は、結論として、鎌倉期の荘園内部に普遍的な名主・在家層の内部構造

がなお家長制的構造であつて、独立小農民とは言い難いと
し、従つて鎌倉時代に封建制を認めることには疑いをもつた。
そこで研究の初期の段階では松本説のように南北朝期に独立の
経営をもつ小農民の成立を認め、しかもその独立的小農民Ⅱ農
奴を、地頭的領主あるいは守護大名が直接にとらえるようにな
つた室町時代初期を、封建制成立の時期として捉えたのであ
る。しかし後に彼自身の研究の進展とともに、鎌倉期の荘園制
の性格を、それほど單純にわり切ることの欠陥を修正し、これ
を現実の荘園の年貢収取のメカニズムの究明を通じて再検討し
た結果、その主張の若干の變化展開が見られた。すなわち荘園
体制にあつて、十二世紀における在地領主の私的領主化の傾向
を認めるが、それにもかかわらず、その領主化の限界を指摘
し、在地領主が年貢搾取の主体ではないと主張し、在地領主・
荘園領主・國衙権力がそれぞれ荘園の年貢収取の契機となり、
それぞれが相互に関連しあつた一環として、一つの収取体系を
実現することを指摘する。そしてこの事實を基礎に置いて、荘
園制を封建的土地所有制の一段階と規定することはできない
が、また一面的に家長制的奴隸制を考へることにも賛成し得な
いとする。それは、この時代の名主・在家の内部構造が、たし
かに家長制的奴隸制と規定される如き一面をもつにもかかわ
らず、荘園体制全体のなかで統一的に把握せんとするとき、名
主を範疇的に「奴隸」、あるいは「農奴」と規定することも理

論的に困難であると考へたからに他ならない。永原は、このよ
うな名主・在家を「過渡的経営体」と表現するが、そのような
基礎構造をもつ荘園制の歴史的位置を考へるとき、それは古代
から中世への過渡的形態として成立展開したところの、不安定
な構造をもつと解さねばならないとするのである。こうして永
原の場合は、「過渡的」な荘園制を基礎とする鎌倉幕府の成立
は、封建化促進の契機をなしたという意味で、初期封建制を鎌
倉時代に位置づけ、「發達した封建制の第一期」を南北朝から
戦国時代とし、織豊政權から江戸時代を、その第二期としたの
である。

次に、第二の立場であるが、これは昭和二八年（一九五三）
に「太閤検地の歴史的前提」²⁶を發表して、学界に大きな波紋を
投げた安良城盛昭によつて代表される立場である。この安良城
の論文は、それまでの藤間・石母田・松本・永原らの農業経営体
に関する研究成果を徹底的に検討し、鎌倉封建説、南北朝封建
説などの基礎にある封建的小農民のとらえ方に異論をとなえ、
中世の名主は、まだ封建的小農民ではないとの主張を強く押し
出したものである。安良城はまず石母田説などが、律令体制を
政治的奴隸制Ⅱ總体的奴隸制とし、それが家長制的奴隸制を
基礎として展開したものと考へ、その解体の中から農奴制が成
立するという理解をしていることに反対する。

そして彼自身は（家長制的奴隸制を律令体制下の總体的奴

隷制の基礎とは考えず、むしろ「未発展な段階にある奴隷制」に照応する体制としての総体的奴隷制が解体するところに学父長制的奴隷制が展開し、さらにその解体の中から封建的農奴制が形成されると考え、律令制から封建制への移行を二段階で把握しなければならぬとする。そして名体制の再検討を通じて、名主の奴隷制経営を実証し得たとして、班田農民の分解変質の中から出現した名主こそは、典型的な家父長制的奴隷主であると規定した。従ってそのような名体制を基礎とする荘園体制は、まさしく家父長制的奴隷制を、その本質とするということになる。⁽²⁷⁾ 律令制から封建制への移行を、石母田説の如く一段階論でとらえず、二段階論を主張したところに大きな特徴があるといえよう。こうして安良城の場合は、荘園制の崩壊の歴史を通じて農奴Ⅱ小農の成立による封建関係の成熟が見られ、これが豊臣秀吉の太閤検地により、体制的に確立したとする「太閤検地封建革命説」が導き出されたのである。

この安良城の研究は、荘園の支配構造に対する新しい視角による分析を示し、また大胆な論理を以て旧説を批判した点で、きわめて新鮮かつ前進的な研究として、学界の一部、とくに江戸時代の社会経済史研究者の間に熱狂的に歓迎された。しかしその個別的論証には、若干無理な点も見られ、かなりの疑問が出された。また上に見た第一の立場からは当然のこととして強い反論が生まれ、さらにこの安良城説の直接の批判として次に

見る第三の立場も導き出されたのである。

ところで、この第三の立場は、第一第二の説の批判として、比較的最近になって強く主張されはじめたものである。しかしその源流は、一九三〇年代のはじめに行なわれた清水三男の中世村落研究にまでさかのぼる。⁽²⁸⁾ 清水は荘園をヨーロッパのマンナーに比定したところのそれまでの通説を批判して、荘園と村落の非合一性を強調し、封建制成立の研究において、荘園領と国衙領とを問わず地方の農村に成長する地主Ⅱ名主の問題の重要性を明確に指摘したのであるが、その際に名主Ⅱ武士層の所領における封建的性格を指摘したのであった。この考えはのちに林屋辰三郎の研究において発展的に継承され⁽²⁹⁾、さらに最近になって黒田俊雄・高尾一彦・村井康彦・戸田芳実らによって実証的に補強され、一つの主張として体型化されてきたものである。⁽³⁰⁾ これらの人々の場合、安良城説とは全く反対に、律令体制を奴隷制の最終的な段階とみることを前提とする。そしてさらに初期名主層の家父長制の大経営について検討し、松本説の如くに、これを奴隷制的労働力を基本とする経営であると規定することを否定し、そこにはすでに小作制的な小経営の萌芽が展開していることを認めようとする。従っておそくも十二世紀における寄進地系荘園にあっては、家父長制的奴隷制を本質とするような名体制は存在せず、むしろこの時期には、国衙領・荘園を問わず在地領主と農民との間に、封建的関係が展開しており、

荘園体制もまた当然封建的な本質を有すると主張するのである。この場合荘園制の典型的段階を十二世紀の寄進地系荘園におくわけであるが、それは奴隸的とみることができないばかりか「過渡的」と見ることもあたらず、明白に封建的性格であるとし、第一第二の説に鋭く対立する。

こうして封建制の母胎たる荘園制の本質規定に関する三つの見解が存在するが、これらは相互に全く相反している。しかし内容的に見れば、それぞれの主張は何れも一面の真実を指摘しており、またそれぞれが先行する見解の批判として展開し、さらに自説の補強のための努力を繰返している。その点では、全体として研究の発展を促進しているといえよう。

⑧ 永原の代表的著作としては、昭和三〇年（一九五五）の『日本封建社会論』及び昭和三十六年（一九六一）の『日本封建制成立過程の研究』がある。

⑨ 「歴史学研究」一六三・一六四号。

⑩ なおこの問題に関する安良城の論文としては、「律令制の本質とその解体」（昭和三十一年歴史学研究会大会報告）。

⑪ 清水三男『日本中世の村落』昭和一七年（一九四二）及び

同「上代の土地関係」昭和一八年（一九四三）。

⑫ 林屋辰三郎「律令制と荘園制」昭和三〇年（一九五五）。

⑬ 『古代国家の解体』所収）

⑭ 黒田俊雄「荘園制の基本的性格と領主制」村井康彦「荘園

と寄作人」戸田芳実「国衙領の名と在家について」（以上、何れも日本史研究会編『中世社会の基本構造』昭和三十三年（一九五八）所収）高尾一彦「荘園と公領」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座』第二巻所収）

なおこのほか、このグループに属する人々大山喬平・河音能平・工藤敬一らの諸研究を含めて、最近の研究業績はきわめて多い。

（六）

以上、日本の封建制の成立に関する研究のあとを、ごく概括的に述べたのであるが、ここでは主として「封建制成立」の問題を直接的に取扱った諸業績を取り上げて来た。本論に論及した諸業績のほか、間接的にこの問題に関心を示した研究はこのほかにも数多くあり、とくに最近の十年間は、学界に裨益する多くの研究成果が示され、何れも「日本封建制」と直接・間接に関連があるが、限られた紙数では到底これを網羅し得なかった。そして以上の概観でも明らか如く、この「日本封建制成立」の問題は半世紀以上にわたるその研究の進展にもかかわらず、現在なお学界における論争主題の一つとしての地位を保っており、一つの結論を得ることは、まだまだ望めない状態である。すべては今後における一層の考究にかかっていると云えよう。